

現行の地域保健医療計画への追加記載について（周産期医療に提供される診療所の増床の件）

【医療法の取り扱い】

- 診療所の一般病床については、平成 19 年から病院の病床と同様、既存病床数に算定されることとなったため、基準病床数の範囲内でのみ設置（増床）が可能。
- 本県では全ての二次医療圏において既存病床数が基準病床数を上回っているため、通常の場合、設置（増床）は不可能。
- 一方、医療法第 7 条第 3 項及び医療法施行規則第 1 条の 14 第 7 項第 1 号から第 3 号までに該当するものとして医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所については、許可ではなく届出により設置（増床）することが可能。（その旨を現行の地域保健医療計画（23 頁）に記載）

※ 届出により一般病床が設置できる診療所は、次のとおり。

- ①在宅療養支援診療所等、地域において必要とされる在宅医療の機能を有する診療所
- ②へき地に設置される診療所（へき地→「無医地区」又は「無医地区に準じる地区」）
- ③小児医療、周産期医療等地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所

【増床の届出】

- 今般、分娩を取り扱う「産科婦人科 清水クリニック（甲府市向町 4 5 0 - 5）」から、病室を 1 室増床（病床数：1 0 床→1 1 床）した旨の届出あり。
- 現地調査を行ったところ、妊婦の精神的負担を軽減するため家族がともに入院できる病室であり、「周産期医療」に提供されることが確認できたことから、医療法第 7 条第 3 項及び医療法施行規則第 1 条の 14 第 7 項第 3 号に該当するものとして受理し、地域保健医療計画へ追加記載することとしたもの。（次頁のとおり巻末へ記載）

(掲載案)

届出により一般病床を設置できる診療所

次に掲げる診療所は、山梨県地域保健医療計画第2章「保健医療提供体制の状況」第2節「医療圏の設定と基準病床数」2「基準病床数」(23頁)に記載のある届出により一般病床が設置できるものとされた診療所です。

医療圏	診療所名	所在地	病床数
中北医療圏	産科婦人科 清水クリニック	甲府市向町 450-5	11 床

三次医療圏

高度で特殊、専門的な診断・治療を必要とする医療需要に対応するために設定する区域であり、県全域を単位とします。

2 基準病床数

病床種別	医療圏別		基準病床数	既存病床数
一般病床 療養病床	二次医療圏	中北	4,036	4,971
		峡東	1,931	2,258
		峡南	471	555
		富士・東部	1,035	1,218
合計		7,473	9,002	
精神病床	三次医療圏	県全域	1,980	2,468
結核病床			22	94
感染症病床			20	28

(既存病床数：平成19年12月1日現在)

医療法第7条第3項の規定に基づき、一般病床を新たに設けようとする場合又は一般病床を増床しようとする場合に、都道府県知事の許可を受ける必要のない診療所は次のとおりです。

- 1 在宅療養支援診療所等、地域において必要とされる在宅医療の機能を有する診療所
- 2 へき地に設置される診療所
※へき地→「無医地区」又は「無医地区に準じる地区」
- 3 小児医療、周産期医療等地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所